

千葉県動物愛護ボランティア設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉県の動物愛護管理事業や「災害時動物救護活動マニュアル」に基づく、災害時における動物の救護活動への協力を希望する動物愛護ボランティア（以下「ボランティア」という。）を設置するために必要な事項を定めるものとする。

(定員)

第2条 ボランティアの定員は、200名以内とする。

(登録資格)

第3条 ボランティアは、次の要件を満たすものとする。ただし、特段の事情があるとして衛生指導課長が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 千葉県内に在住、在勤、在学している者
- (2) 千葉県が開催する講習会を受講した者

(活動内容)

第4条 ボランティアは、次に掲げる活動を行う。

(1) 平常時の活動

- ア 動物愛護に関する普及啓発
- イ 千葉県、千葉市、船橋市及び柏市が行う動物愛護管理事業への協力（千葉県から要請のあったものに限る）
- ウ 千葉県動物愛護推進員が行う活動への協力（千葉県から要請のあったものに限る）

(2) 災害時の活動

災害時動物救護活動マニュアルに基づき、活動内容によってボランティアをそれぞれ「一般ボランティア」と「一時保管ボランティア」とする。

ア 一般ボランティア

動物救護本部、動物救護センターにおいて、事務管理、施設の運営維持、被災動物の世話等を行う。

イ 一時保管ボランティア

一時保管の依頼があった動物について、動物救護センターで保管困難な場合など、状況に応じて施設の提供及び動物の管理を行う。

(登録申請)

第5条 ボランティアの登録を希望する者は、募集期間内に動物愛護ボランティア登録申請書(別記様式1)に必要事項を記入の上、千葉県健康福祉部衛生指導課に提出すること。なお、前年度の登録者であって、募集期間内に同課が口頭又は書面等により継続登録の意思表示を確認できた者にあつては、申請書の提出を省略することができる。

(名簿の作成)

第6条 千葉県は、ボランティア登録者名簿(別記様式2-1、又は様式2-2)(以下「名簿」という。)を作成し、これを管理するものとする。

(登録期間)

第7条 登録期間は、登録日から当該年度の末日までとする。ただし、再登録を妨げない。

(募集方法)

第8条 千葉県のホームページにおいて、ボランティアの募集を行う。また、関係団体等に募集の通知を行い、協力を得て広く募集を行うこととする。

(講習会の開催)

第9条 千葉県は、ボランティアの登録を希望する者に対し、事前に講習会を開催する。その内容は、次のとおりとする。

- (1) 千葉県が行う動物愛護管理推進事業について
- (2) 活動の目的、内容及び組織等について
- (3) 動物の適正飼養等について
- (4) 動物に関する法律等について
- (5) 災害時の活動等について

(登録証の交付)

第10条 千葉県は、前条の講習会を受講したものに千葉県動物愛護ボランティア登録証(以下「登録証」という。)(別記様式3)を交付するものとする。

2 ボランティアは、その活動に従事する時は、登録証を携行しなければならない。

(登録事項の変更、抹消)

第11条 ボランティアは、登録事項に変更が生じた時は、「ボランティア変更(抹消)届出書」(別記様式4)を千葉県に提出するものとする。

2 千葉県は前項の届出に基づき、名簿の記載事項を修正し、又は抹消するものとする。

(登録の取り消し)

第12条 千葉県は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 本人が死亡した時

(2) 動物愛護の精神に反する行為等で、ボランティアとして不適格と認められる事実があった時

2 ボランティアは、前項の規定によりその登録を取り消されたときは、速やかに登録証を返還しなければならない。

(活動中の事故等に対する補償等)

第13条 千葉県は、ボランティアの活動中の事故に備えて、ボランティアを保険対象としてボランティア活動保険に加入する。

(報酬及び交通費)

第14条 ボランティアの活動は無報酬とする。また、活動に要する交通費等は自己負担によるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、ボランティアの登録及び活動等に関し必要な事項は、別に定める。

(施行期日)

第16条 この要綱は、平成22年7月27日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成26年2月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成27年1月30日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成30年12月7日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成31年3月20日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

動物愛護ボランティア登録申請書

記入日	西暦	年	月	日
-----	----	---	---	---

〔申請者〕

フリガナ		
氏名		男・女
生年月日	西暦 年 月 日生	年齢 歳
現住所	〒	
職業	専門資格()	
連絡先	電話	携帯電話
	FAX	E-mail
緊急連絡先	氏名	申請者との続柄
	電話	携帯電話

〔保護者〕

※申請者が20歳未満の場合、保護者の承諾が必要になります。また、活動内容によっては、保護者の同伴を求める場合があります。

フリガナ		申請者との続柄
氏名		年齢 歳

〔関連技能・経験〕

<input type="checkbox"/> 動物病院勤務経験	<input type="checkbox"/> 動物関係の学歴・職歴 ()	<input type="checkbox"/> 簡単なパソコン操作
<input type="checkbox"/> 経理経験	<input type="checkbox"/> webデザイン技能	<input type="checkbox"/> イラスト作成
<input type="checkbox"/> 普通自動車運転免許	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 動物関連ボランティア経験 ()

希望する活動内容

平常時の行う活動と災害時に行う活動があります。一方の活動にしか参加できない方でも応募可能です。

〔平常時の活動〕

活動可能な曜日・時間帯	曜日： _____ 時間帯： _____ 時 ~ _____ 時
	曜日： _____ 時間帯： _____ 時 ~ _____ 時
希望する活動内容	<input type="checkbox"/> 動物愛護センター(富里市)で実施する動物愛護事業への協力(譲渡会のお手伝いなど) <input type="checkbox"/> 動物愛護センター東葛飾支所(柏市)で実施する動物愛護事業への協力(同上) <input type="checkbox"/> 各保健所で実施する動物愛護事業への協力(普及啓発チラシ配りなど) <input type="checkbox"/> その他千葉県が行う動物愛護事業への協力(動物愛護フェスティバルのお手伝いなど) <input type="checkbox"/> 千葉県動物愛護推進員が行う活動への協力(県から要請のあったもの) <input type="checkbox"/> その他(_____)

〔災害時の活動〕

一般ボランティア ※動物救護本部又は動物救護センターにおける活動(被災状況により場所は変わります。)

希望する活動	動物救護本部： <input type="checkbox"/> 事務管理 動物救護センター： <input type="checkbox"/> 被災動物の世話 <input type="checkbox"/> 施設の運営維持
--------	--

一時保管ボランティア ※自宅などにおける活動

希望する活動	<input type="checkbox"/> 犬の一時保管 <input type="checkbox"/> 猫の一時保管 <input type="checkbox"/> 小鳥の一時保管 <input type="checkbox"/> その他(_____)の一時保管
動物の飼育歴	動物種(_____)約 _____ 年
現在飼っている動物	
保管可能な動物の種類	動物種： _____ 頭数： _____ 保管場所(方法)： _____
保管可能頭数	動物種： _____ 頭数： _____ 保管場所(方法)： _____
保管場所(方法)	動物種： _____ 頭数： _____ 保管場所(方法)： _____

〔登録情報の県機関への送付について〕

動物愛護センター及び保健所へ、ボランティア登録情報を提供してよろしいですか。なお、登録者名簿は厳重に管理し、動物愛護関係事業以外には一切使用しません。

可否	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
----	--

様式3

〇〇〇〇年度千葉県動物愛護
ボランティア登録証

氏名

千 年 月 日
葉 県

A7版

様式 4

千葉県動物愛護ボランティア変更（抹消）届出書

年 月 日

(郵便番号)

住 所

氏 名

電話番号

千葉県動物愛護ボランティアの登録内容を（変更・抹消）したいので、次のとおり届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変更の理由		